

三島市

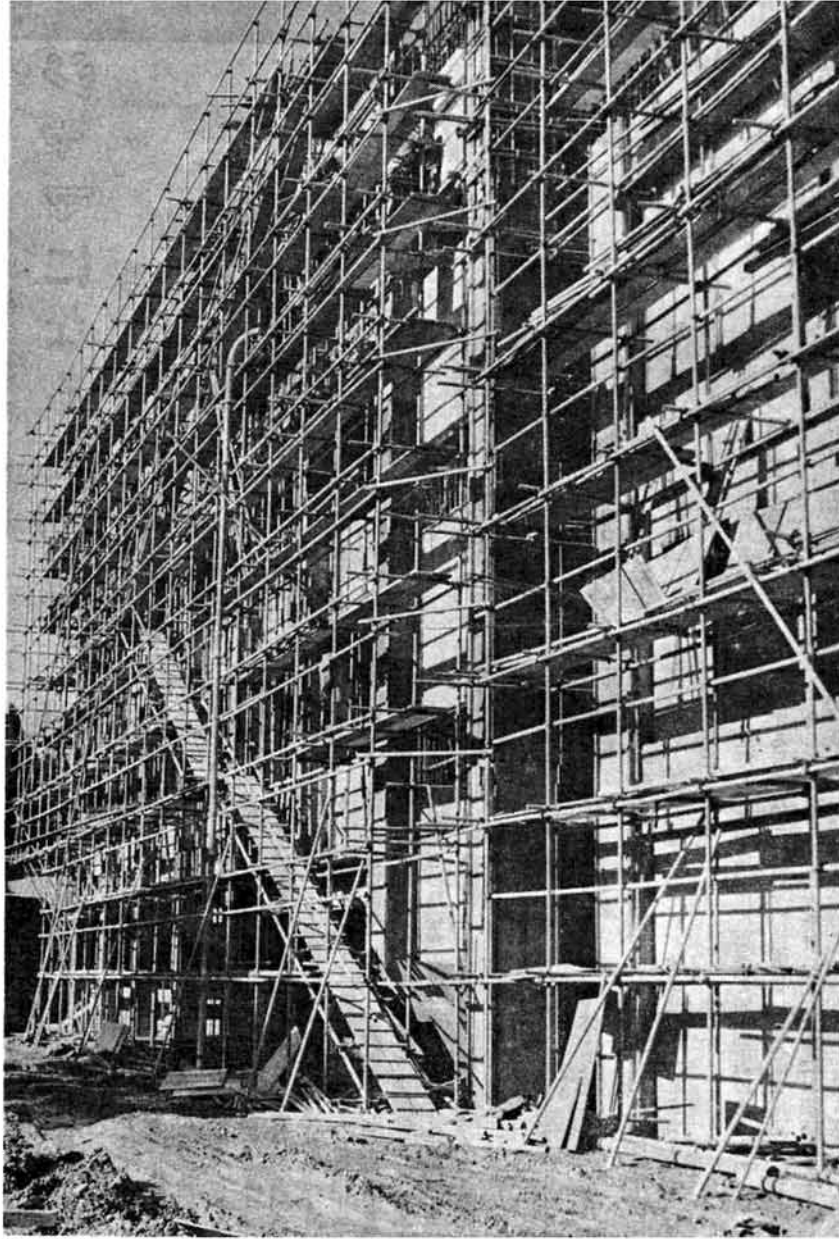
町のすがた

(12月1日現在)

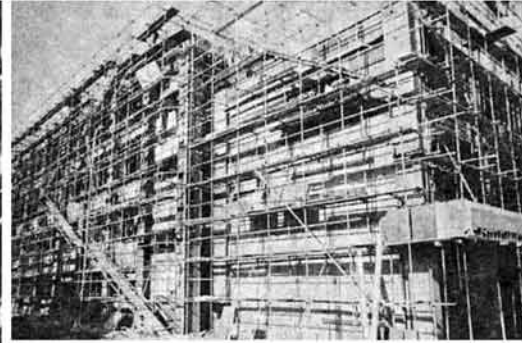
129年 第81号

人口 男 3,353人(+2)
 女 3,627人(-3)
 計 6,980人(-1)
 世帯数 1,558 (+1)
 ()は11月1日との比較

発行 昭和49年12月15日
 新潟県三島郡三島町役場
 電話(025842) 2224
 印刷 長岡市北越印刷

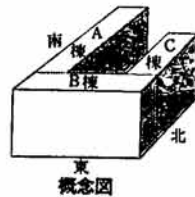


「棟上げ」が終わった段階となった新校舎



中学校工事日誌

| 月日 | 工事名 |
|-------|--------------------|
| 9.9 | A、B、C棟基礎鉄筋組立完了 |
| ◇18 | A、B、C棟基礎コンクリート打込完了 |
| 10.10 | A棟1階躯体コンクリート打込 |
| 11.9 | 各棟とも2階躯体コンクリート打込完了 |
| ◇25 | 各棟とも3階躯体コンクリート打込完了 |
| 12.10 | 各棟とも4階躯体コンクリート打込完了 |
| ◇14 | 全棟躯体コンクリート打込完了 |



三中、コンクリート打ち込み終る

戸籍のはなし

戸籍は日本国民の登録です。出生、死亡をはじめ、婚姻、養子縁組など、人間の身分関係を公簿に記載しておき、必要なときにその証明ができるよう明らかにしておく制度です。

このように大事な戸籍は、みなさんの届出によって作られます。まちがった届出をされると戸籍にもまちがった記載がされてしまいます。特に子どもさんの名前などは、窓口でもう一度確かめて届出をしてください。

戸籍は「組の夫婦とその子ども」を単位として作られます。子どもが生まれると、その子は父母の戸籍に入ります。そして、子どもが成長して結婚すると父母の戸籍から出て、新しく夫婦で一つの戸籍が作られます。

婚姻によって新たに夫婦の戸籍を作るときは、夫の氏を名のるか、妻の氏を名のるかをきめて届出をすることになっています。夫の氏を名のる場合は戸籍の最初に夫が記載され、次に妻が記載されます。この最初に記載された人を戸籍の「筆頭者」といいます。

筆頭者が死亡しても筆頭者であることには変わりありません。

戸籍の証明には一般に謄本が利用されます。これを請求するには、本籍と筆頭者がわからなければなりません。

本籍は大字名地番で表わされています。自分の戸籍の本籍、筆頭者は、はっきりとおぼえておいてください。

12月衛生行事

冬を健康にお過ごしください



| 月日 | 種目 | 対象者 | ところ | とき |
|-------|-------------|----------------|----------|-------------|
| 12.18 | インフルエンザ予防注射 | 希望者 | 天津保育所 | 14.00～15.00 |
| 12.20 | 乳児検診 | 生後3カ月から1才未満の乳児 | 総合福祉センター | 12.30～14.00 |

老人健康診査の結果

六十五才以上の老人を対象に十一月から十二月にかけて実施しました「老人健康診査」の結果については、再診査および診察を必要とするかたにそれぞれお知らせをいたしました。

通知の届かなかったかたは診査の結果「正常」と判明したかたです。安心ください。

また、通知の結果、診察を要することとなった人は、診察を受けられる際、老人医療証(七十才以上の人だけ)、健康保険証を忘れずに持って行ってください。

感謝します

——共同募金——

十月一日から始まりました赤い羽根共同募金運動は、みなさんのあたたかいご協力により十二月一日現在で六十四万一千二百二十五円も寄せいただきました。厚くお礼申し上げます。

この大切なお金は、いったん、県の共同募金会を通して集められたあと、再び町の恵まれない人たちや、社会福祉関係事業に還元されます。

内訳は戸別二十九万七千六百五十五円、法人四万七千七百円、個人篤志者二十八万八千六百五十円、学校一万三千四百七十七円、その他千三百十三円です。

役場人事

退職(十一月三十日付)
 岡本 正雄(企業課長)
 なお当分の間「課長事務取扱」を、助役が兼ねます。

おわびと訂正
 先月号免許証更新講習会記事一月二十日は、二月二十日の誤りでした。おわびして訂正します。

世帯更生資金が借りられます

生活資金や、子どもさんの修学資金などでお困りの世帯に対して低利で資金をお貸しし、経済的自立と生活意欲を向上していただくため、下記の表のようないろいろな「世帯更生資金」の貸付制度があります。

利用を希望されるかたは、お住まいの地区民生委員さんなども

ご相談のうえ、この融資を受けられ精神的にも安定した日常生活にご利用されるようお知らせいたします。

住宅資金は、表のほか災害を受けられたとき災害援護資金として重複借り入れも受けられます。

なお、国民年金保険料が時効消滅し、特別納付による納付も困難



お知らせ

ご相談のうえ、この融資を受けられ精神的にも安定した日常生活にご利用されるようお知らせいたします。

住宅資金は、表のほか災害を受けられたとき災害援護資金として重複借り入れも受けられます。

なお、国民年金保険料が時効消滅し、特別納付による納付も困難

世帯更生資金一覧表 (円)

| 資金の種類 | 内容 | 貸付最高限度 | 借入期間 | 償還期間 | 利率 | 子 |
|-----------|---------------------------------|------------------------------|--|-------|------------|---|
| 更生資金 | 生業費 | 700,000 | 1年以内 | 6年以内 | 据置期間中除く年3% | ◇ |
| 更生資金 | 支度費 | 30,000 | 6月 | 6年 | ◇ | ◇ |
| 更生資金 | 技能習得費 | 50,000 | 期間満了後1年 | 6年 | ◇ | ◇ |
| 身体障害者更生資金 | 生業費 | 700,000 | 1年 | 8年 | ◇ | ◇ |
| 身体障害者更生資金 | 支度費 | 30,000 | 6月 | 8年 | ◇ | ◇ |
| 身体障害者更生資金 | 技能習得費 | 50,000 | 期間満了後1年 | 8年 | ◇ | ◇ |
| 生活資金 | 技能習得、疾病の療養等の期間の経費 | 30,000 | 6月 | 5年 | ◇ | ◇ |
| 福祉資金 | 結婚、出産、葬祭、障害者の機器具等の購入費、転宅等の必要な経費 | 80,000 | 6月 | 3年 | ◇ | ◇ |
| 住宅資金 | 住宅の増改築、拡張、保修に必要な経費 | 500,000 | 6月 | 6年 | ◇ | ◇ |
| 修学資金 | 修学費 | 高等学校、短期大学又は高等専門学校に就学するに必要な経費 | 高等学校月学費4,000円、短期大学月学費9,500円、専門学校月学費11,000円 | 卒業後6月 | 8年 | ◇ |
| 修学資金 | 就学支度費 | 入学に必要な経費 | 30,000 | 卒業後6月 | 8年 | ◇ |
| 療養資金 | 負傷又は疾病の療養を要する期間(1年以内)に必要な経費 | 150,000 | 6月 | 5年 | ◇ | ◇ |
| 災害援護費 | 災害を受けたこたによる自立更生のために必要な経費 | 200,000 | 1年 | 6年 | ◇ | ◇ |

